

**令和6年度**

**第21期第22回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和6年4月23日  
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和6年4月23日(火) 午前10時00分から10時47分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について（大内山川漁業協同組合）
- 2 議案2 小委員会の設置及び構成委員の選出について
- 3 その他
  - (1) 櫛田川自然再生推進会議からの意見書について
  - (2) 今後の委員会等の開催予定について

#### 出席委員

浅尾 和 司	大瀬 公 司	垣 外 昇	中本 恵 二	笠見 和 彦
井上 亜 貴	加治佐 隆光	三 輪 理	河村 功 一	金 岩 稔

(※斜体字：Web出席)

#### 欠席委員

なし

#### 事務局

事務局長	小林 智彦
主幹	藤原 正嗣
主査	葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

課長補佐兼班長	森田 和 英
主幹兼係長	林 茂 幸
係長	程川 和 宏
主任	福田 遼

#### 傍聴者

なし

計 17 名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 22 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席はなし、Web での出席 3 名（河村委員、三輪委員、金岩委員）を含め出席委員 10 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、中本委員、井上委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは議案 1「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

議案 1 につきましては、令和 6 年 4 月 10 日付け、農林水第 24-4005 号で三重県知事から諮問書が提出されております。

内容については、知事に対し大内山川漁業協同組合から遊漁規則の変更認可申請がありましたので漁業法第 170 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（福田主任）

説明の前に資料 1 - 5 ページから 1 - 8 ページの新旧対照表について、事前に配布した資料に誤りがありましたので差し替えをお願いします。

1 - 1 ページが諮問書で、1 - 2 ページが今回の遊漁規則変更認可申請に係る改正の概要と審査の内容について取りまとめた参考資料です。

1 - 3 ページに遊漁規則変更認可申請書、1 - 4 ページが変更理由書となります。

中身の詳細については、1 - 5 ページから 1 - 8 ページまでの新旧対照表で説明させていただきます。改正された内容は新旧対照表のアンダーラインを引いているところです。

まず第 2 条に 1 - 2 ページに改正の概要の 1 が反映されています。改正の理由は、電子遊漁券を既に導入しているため、オンラインシステムという単語を追加しています。既に導入しているため、実態に合わせるということです。

続きまして 1 - 5 ページの第 3 条の漁具漁法の制限では、1 - 2 ページの概要②から⑤が反映されています。まず改正の理由について、遊漁者の新規参入を促すためにあゆ漁の竿釣で模擬おとりを使用できるようにするという事です。またあゆ漁の竿釣でがりびき禁止を明記しているのは、行使規則では明記していたものの、遊漁規則の方では明記されていなかったのを追加したということです。

規模のハリスの長さとおりの数の上限を設定したことについては、がりびきを防止する

ために追加したそうです。

こたか網の目合いを漁協が公表するというのは、従来から年毎に変更となっていたことを遊漁者にわかりやすくするため、遊漁規則に明記するということです。

続きまして、1－6ページをご覧ください。第6条では、1－2ページの概要⑥⑦が反映されています。それぞれ、漁具漁法の制限と一致するように、あゆ漁に模擬おとりをあめご漁にルアーを追加しています。あめご漁では漁具漁法で、以前からルアーの使用が認められていましたが、専漁区域ではルアーの記載がなかったため、今回追加したということです。

続きまして、1－7ページをご覧ください。第8条では、1－2ページの概要⑧⑨が反映されています。⑧は先ほどの概要⑥同様1－5ページの第3条であゆ漁の模擬おとりを追加したことにより遊漁料のあゆの竿釣に模擬おとりが追加されたというものです。また⑨では遊漁料の納付場所の店舗名が変更になったとのことことです。

1－2ページの②審査の内容について、漁業法第170条第5項の規定により、都道府県知事は遊漁規則の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。となっていますので、この内容に該当するかどうかをご確認ください。項目のひとつは、遊漁を不当に制限するものではないこと。もうひとつは、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものであることです。なお、今回委員会で諮問するのは遊漁規則ですが、漁業権行使規則も同日付けで大内山川漁協より申請いただいておりますので、県の認可を得ていることを申し添えておきます。

説明は以上です。

○浅尾会長

それでは、ただいま説明のありました議案1について、ご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○三輪委員

あゆの模擬おとりというのは、一般にあゆるルアーやあゆイングと言われているものなのでしょうか。

○水産資源管理課（福田主任）

大内山川漁協から聞いている話ですと、模擬おとりとあゆるルアーいわゆるあゆイングと言われるものと同一のもの聞いています。

○三輪委員

わかりました。ありがとうございます。

○金岩委員

遊漁規則は、遊漁者を不当に制限するものではないことが必要ですが、行使規則を見ないで、どのように判断するのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

今、行使規則は手元にはないのですが、内容については行使規則と遊漁規則で変更がないように、あわせるような形にはさせていただきます。

○金岩委員

基本的に行使規則も遊漁規則と変わらない内容であると理解してよろしいですか。

○水産資源管理課（福田主任）

はい、そのような内容で変更申請が出てきており、こちらで確認しています。

○金岩委員

そうすると、当委員会では何を審議すればいいのですか。

○水産資源管理課（福田主任）

漁業法第 170 条第 5 項の規定に基づいて、今回の遊漁規則の内容が「遊漁を不当に制限するものではないこと」また「遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」を審議していただくこととなります。

○金岩委員

遊漁者が不当に制限されていないかを行使規則を見ないで、どう判断するのですか。

○浅尾会長

行使規則を見ないとわからないのではないかというご意見ですよね。県の方でそれを確認していただいているということですが、委員会で直接見る必要があるということですか。

今回は遊漁料の変更はないということですので、今回に限っては委員会で見ないで省略していいのではないかと思います。

○金岩委員

遊漁者が不当に制限されていないかは、遊漁規則だけでは判断できないのではないかと思います。というのが私の意見です。

○水産資源管理課（林主幹兼係長）

今回は時間的な制限もありますのでこれをお願いしたいと思いますが、それを担保する意味で、委員会終了後に行使規則の変更案を委員の皆さまにメールでお示しをさせていただきたいと思います。また次回の委員会から遊漁規則の変更に関する議案の資料につきましては、ただいまのご意見を反映したものとさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○金岩委員

はい、よろしく申し上げます。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。

ないようでしたら、議案1につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、議案1については、適切であると認め、その旨答申いたします。

続きまして、議案2「小委員会の設置及び構成委員の選出について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご覧ください。

2-1と2-2ページが「三重県内水面漁場管理委員会運営規程」になります。第9条に小委員会に関する規定がございます。第1項に「委員会は、特別な事項を審議するため、小委員会を置くことができる。」とあり、第2項に「小委員会は会長が指名した委員若干名をもって組織する。」となっています。

2-3ページの小委員会（案）をご覧ください。今回、小委員会で審議する事項は、前回委員会のその他事項で紹介させていただきました、2-4ページ以降の三重県内水面漁業協同組合連合会から提出された「あゆの人工ふ化は認められていますがあまごの人工ふ化、発眼卵放流も対象としていただきたい。」との要望による「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針」の検討となります。

小委員会の委員は、会長の指名による大瀬職務代理者、井上委員、三輪委員、金岩委員の4名と浅尾会長の計5名を提案させていただきます。

また、ご承認いただけましたら、5名の中から小委員長を互選していただくこととなります。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

三重県内水面漁業協同組合連合会からの要望に対し、小委員会で検討していきたいと思っております。その小委員会の委員は、会長が指名することになっておりますので、先ほど、事務局から説明のあった5名としてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、小委員会の設置及び構成委員は、事務局から説明のあったとおりとします。また、小委員長は小委員会委員の互選によるとなっておりますが、小委員会委員の皆さまどうでしょうか。

私としては、大瀬職務代理者を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

○三輪委員

特に異議はございません。

○金岩委員

異議ありません。

○浅尾会長

井上委員いかがですか。

○井上委員

はい。異議ありません。

○浅尾会長

それでは、小委員長は、大瀬職務代理者にお願いします。

その他、小委員会に関する事項を事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

小委員会の委員の皆さまには、後日ご都合をお伺いしますが5月下旬の開催を見込んでいます。

昨年度開催しました公聴会と同様、小委員会にもWeb併用開催の規定がございませんので、ここ内水面漁場管理委員会委員室で対面での開催を予定しています。

また、開催日時が決定しましたら、メールでのご連絡とともに小委員長名での開催通知を送付させていただきます。

小委員会委員の皆さまには、ご多忙の中とは存じますがどうぞよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

小委員会の委員の皆さま、よろしくお願いします。

続きまして、その他事項（1）「櫛田川自然再生推進会議からの意見書について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3の3-1ページをご覧ください。櫛田川自然再生推進会議の専門部会である外来魚対策コア会議代表から外来魚対策に対する意見書が提出されましたので、本日は、その

他事項として共有させていただきます。

意見書の内容は、内水面漁場管理委員会に対し、委員会指示等により外来魚の再放流の禁止等の措置を講じるようにとの要望です。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいま、事務局から説明があったとおり、今回はこのような意見書が提出されたことを委員の皆さまに共有させていただいたわけですが、今後委員会としてどうしていくのか議論を重ねる必要があると思われませんが、現時点でなにかご意見等ございましたらお願いします。

○金岩委員

これはコクチバスに限定した話でしょうか、それとも外来生物全てなのでしょうか。

○河村委員

私はこの櫛田川再生委員会のメンバーですが、資料3-1ページに外来魚サンフィッシュ科のコクチバス、オオクチバス、ブルーギルと書いてありますからその3種です。

○金岩委員

特定外来生物の場合、採捕したら再放流してはいけないことは基本ルールですよね。意見分かれるかもしれないですがそれを改めてこの委員会で言わなくてはいけないことなのかよくわからないのですが。

○河村委員

環境省の外来生物法でもバス類のリリースは禁止していません。だから滋賀県等は県条例でリリース禁止にしているのですが、リリース禁止にしようと思ったら地方公共団体レベルで条例設けるしかありません。

○浅尾会長

私も環境省のホームページをみたのですが、確かにキャッチアンドリリースは含まれないと書いてありました。

○河村委員

先月のこの会議に出席した時に、内水面漁場管理委員会の委員の立場で言えばあくまで意見になりますよと。

ですから県条例で規制するしかないのですよ。県で外来魚の再放流禁止という条例を設けてほしいというのが櫛田川自然再生推進会議並びに私の意見です。要は県の方で対応をお願いしたいということです。



○浅尾会長

ほかの委員の皆さま、どうでしょうか。今後この意見に対し、どのように扱っていくかということですが、事務局からなにかあればお願いします。

○事務局（小林事務局長）

この意見書にある委員会指示の発出に関しまして、事務局で他県の状況などを踏まえ検討しました。

まず、対象河川を櫛田川のみとするのか他の河川も含めるのかあるいは県内全域とするのか。また、新たに委員会指示を発出するには、パブリックコメント等で広く意見を求める必要があります。寄せられた意見に対し、対象河川の根拠や実際の被害状況等の数字的根拠が不透明であり、明確な回答が困難と思われます。さらに再放流を禁止した場合の回収ボックスの設置など環境対策等も必要であり、現時点では課題が多い状況です。

県では自然環境保全条例に基づき、イベントや講演、パンフレット配布等により、外来種被害防止の普及啓発に取り組んでいるというのが情報としてあります。以上です。

○浅尾会長

いま事務局から説明もありましたが、この意見書につきまして、今後議論を重ねるということで継続して協議していくかどうか皆さんにお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○三輪委員

先ほどの議論にあったとおり、当委員会で聞き及ぶということしかできないのではないかと思います。ただ、このような問題があるということを我々委員あるいは県の担当者に周知されるということで、こういう意見があがることは決して無駄ではないと思います。

○河村委員

三輪委員のおっしゃるとおりだと思います。この話を県の水産担当職員に情報共有していただきたいというのが、櫛田川自然再生推進会議の委員としての要望です。

○加治佐委員

各組合がコクチバスが増えてもいいよと思われるかどうか大切に思います。河川環境を良くする、悪くしないために掃除もしているわけですね。環境を悪くするものとして、コクチバスがあるのであれば、委員会で意見をいうのがいいのかなと思います。

キャッチアンドリリースする人たちもどこの川では禁止されているとか、どこの県の委員会では反対意見が出ているとかいうことは、インターネットですぐわかる時代ですので、そこで意見を示しておく方がよければ組合側の意見として示しておくことは大切かなと思います。

○浅尾会長

この委員会として継続して協議していくということに対していかがですか。

○加治佐委員

前向きにということで賛成です。

○河村委員

資料の3-6ページの関連団体のところに櫛田川漁業協同組合の組合長も入っているんですね、だからこのサンフィッシュ科の魚をリリース禁止してほしいというのは櫛田川の漁協からの要望だということは理解していただきたいと思います。

○浅尾会長

継続して協議していくというご意見もありましたが、現時点ではこういった意見が出たということ共有していくことに留めることにしたいと思います。

県の行政の方にもこういった意見が出たということ共有して、今後の参考にしていただけたらなと思いますがよろしいでしょうか。

○大瀬委員

この資料にもありましたが岐阜県は取組が進んでいます。今回櫛田川からの意見ですが三重県には他にも河川がございます。宮川上流にはいないと思いますが、他の河川ではどんな外来種がいるのか、どのような問題があるのか、櫛田川以外の状況はわかりますか。

○河村委員

コクチバスは櫛田川以外に雲出川と名張川でもかなり問題になっています。あの辺りの漁協は、これで頭痛めていると聞いてます。

○浅尾会長

他の河川でもコクチバスが問題になっているということですが、他の漁協ではどうでしょうか。

○大瀬委員

宮川上流では、いないです。

○中本委員

大又川にはいます。毎年7月から8月頃に網で獲っています。30cm~40cmほどのものが50匹くらいいるかな。

○浅尾会長

コクチバス釣りに来られる方もみえますか。

○中本委員

釣りにくる人は、河川ではいませんが。ダムのところではいます。

○浅尾会長

遊漁者にはそのキャッチアンドリリースをしないように、お願いしていますか。

○中本委員

お願いはたぶんしていない。そういう再放流はしないと思うけどね。たまにあゆがバスに喰われたという人もいて結構困っています。

○浅尾会長

いま、各河川の状況のお話もありましたように、現実としてサンフィッシュ科の魚類に悩まされている現状もあり、県に広く共有したいと思いますので事務局からよろしくお願します。

続きまして、その他事項2「今後の委員会等の開催予定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料4の4-1ページをご覧ください。

令和6年度の内水面漁場管理委員会等の予定を説明させていただきます。

本日4月23日、本年度1回目の委員会を開催させていただき、先ほど決定していただきました小委員会は、1回ないし2回の開催となる見込みで1回目を5月、2回目を7月とし、その次の内水面漁場管理委員会で経過ないし結果の報告を予定しています。

また、5月31日には、全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会が東京都で開催されます。これには浅尾会長に出席していただく予定です。

6月には、本年度2回目の委員会を開催させていただきます。議題については、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示を予定しています。

8月の委員会では、うなぎ稚魚漁業の許可に関する取扱いの一部改正についての答申、5月の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の報告を予定しています。

10月頃には、小委員会で検討していただいた目標増殖量の取扱い方針の一部改正についての協議、全国内水面漁場管理委員会連合会中日本ブロック協議会への提出議題の協議。

11月に中日本ブロック協議会が山梨県で開催され、その結果報告と令和7年度目標増殖量の事前協議を12月頃。

ただし現在の第21期の委員の皆さまの任期は令和6年11月30日までとなっておりますので、12月1日には第22期委員が任命されることとなります。

2月頃の委員会では、小型機船底びき網漁業に関する取扱いの一部改正についての答申と令和7年度目標増殖量を各漁協への意見照会を経て決定したいと考えております。

令和6年度の予定を大まかにお示しさせていただきましたが開催月や付議事項等につきましては、変更等が生じる可能性がありますことをご承知いただきますようお願いいたします。

令和6年度の委員会等の開催予定は以上です。

あと、昨年12月4日の委員会で報告させていただきました全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の「ミズワタクチビルケイソウがもたらす影響」と「内水面漁協の経営改善と遊漁振興」に関する資料を漁協へも共有してはどうかとのご意見をいただきました。

連合会事務局へ確認したところ、ホームページへの掲載など第三者へ提供しないことを条件に許可が得られ、また県水産振興課にも漁協への共有に支障はない旨了承いただきましたので、3月に県内漁協及び内水面漁連へ送付させていただきましたことをこの場を借りて報告させていただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明になにかご意見等ございませんか。

なければ、以上で本日の議案審議は終了しました。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。